



介護福祉士等修学資金 貸付事業の手引き

社会福祉法人 大分県社会福祉協議会

目次

1. 制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1

- (1) 概要と目的
- (2) 貸付対象者
- (3) 貸付期間
- (4) 貸付額
- (5) 利子
- (6) 連帯保証人

2. 貸付の申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1

- (1) 申請方法
 - <入学希望者および入学予定者の事前申請書類>
 - <養成施設等に在籍している方の申請書類>
- (2) 連帯保証人
- (3) 他の貸付制度との併用

3. 貸付の決定と交付・・・・・・・・・・・・・・・・ P2

- (1) 貸付決定
- (2) 提出書類
- (3) 資金の交付

4. 貸付契約の解除・・・・・・・・・・・・・・・・ P3

5. 貸付契約の休止・・・・・・・・・・・・・・・・ P3

6. 返還の債務の当然免除・・・・・・・・・・・・ P4

- (1) 免除の条件
- (2) 提出書類
- (3) 免除の決定

7. 返 還・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P4

- (1) 返還対象
- (2) 提出書類
- (3) 返還方法
- (4) 返還口座

8. 返還の債務の履行猶予 P5

- (1) 猶予対象
- (2) 提出書類
- (3) 提出期限
- (4) 猶予の決定

9. 返還の債務の裁量免除 P6

- (1) 免除対象
- (2) 返還額の算出方法
- (3) 提出書類
- (4) 免除の決定

10. 現況確認 P6

- (1) 提出書類
- (2) 提出期限

11. 届出の義務 P6

- (1) 修学中
- (2) 卒業後

12. 退職したときの手続き P7

- (1) 翌月までに再就職する場合
- (2) 翌月までに再就職しない場合
- (3) 特定業務に就かない場合

13. 提出先及び連絡先 P8

14. 諸様式 P8

15. 申請・届出に必要な書類一式 P9

16. 申請から免除までのフロー P11

各種届出様式 P12

免除対象となる特定業務一覧 P30

1. 制度の概要

(1) 概要と目的

この制度は、大分県における介護福祉士、または社会福祉士（以下、「介護福祉士等」という。）の確保を図るため、介護福祉士等の養成施設等に入学予定または在学し、介護福祉士等の資格取得後、大分県内において介護・相談援助業務（以下、「特定業務」*という。）に従事しようとする方に無利子で修学資金の貸し付けを行います。

なお、社会福祉士の通信制を受講についても貸付の対象となりますが、貸付額については下記の通りです。また、養成施設等を卒業後、一定の要件を満たした場合はこの修学資金の返還を免除します。

*「特定業務」＝昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添1に定める職種若しくは別添2に定める職種又は当該施設の長の業務。

(2) 貸付対象者

介護福祉士等の養成施設等を卒業後、県内において特定業務に従事しようとする方が対象となります。

(3) 貸付期間

養成施設等に在学する期間。（最長2年間まで）

(4) 貸付額

国家試験受験対策費用は介護福祉士のみ貸付対象となります。

- | | |
|--------------|------------------------|
| ① 修学資金 | 50,000円以内（月額） |
| ② 入学準備金 | 200,000円以内（入学年度の初回貸付時） |
| ③ 就職準備金 | 200,000円以内（卒業年度の最終貸付時） |
| ④ 国家試験受験対策費用 | 40,000円以内（一年度あたり） |

*介護福祉士養成施設を卒業見込みの方で、卒業年度に介護福祉士国家試験を受験する意思のある方が対象。

〈通信制の社会福祉士養成施設に修学する場合〉

- | | |
|---------|-------------------------|
| ① 修学資金 | 20,000円以内（月額） |
| ② 入学準備金 | 100,000円以内（入学年度の初回貸付時） |
| ③ 就職準備金 | 100,000円以内（卒業年度の再就職貸付時） |

(5) 利子

貸付利子は無利子です。

ただし、正当な理由がなく返還期限までに返還しなかった場合は、返還すべき額につき、年3%の割合で計算した延滞利子を徴収します。

(6) 連帯保証人

申請には連帯保証人が必要です。借入申請者が未成年者の場合は法定代理人とします。

*民法改正により2022年4月1日から18歳以上が成人年齢となるため、18歳以上の場合、連帯保証人を法定代理人とする必要はありません。

2. 貸付の申請

(1) 申請方法

貸し付けを受けようとするときは、**貸付申請書〈第1号様式〉**に次の書類を添付し、在籍する（*入学希望者および入学予定者は入学予定の）養成施設等を通じて、大分県社会福祉協議会（以下、「県社協」という。）に提出してください。

<入学希望者および入学予定者の事前申請書類>

- ① 修学生推薦調書〈第2号様式〉
または、修学意欲・就労意思等確認書〈第2号様式-2〉
* 修学生推薦調書は在学する高校で記入してもらってください。
* 既卒者、就労者等で現在学校等に在籍していない方は、修学意欲・就労意思等確認書をご自身でご記入ください。
- ② 貸付申請に係る同意及び誓約書〈第3号様式〉
- ③ 住民票（申請者と連帯保証人分）
* 申請者と連帯保証人が同一住所の場合は、1通に綴ったものでも可です。ただし、必ず申請者と連帯保証人2名の記載が必要です。
* 本籍や個人番号の記載は要しません。
* 申請日より前3ヶ月以内に発行されたものを提出してください。
- ④ 所得・課税証明書（連帯保証人分）
* 申請日より前3ヶ月以内に発行されたものを提出してください。
離職証明書（養成施設等の入学時に45歳以上の方であって、離職して2年以内の方（以下、「中高年離職者」という。）に限る。）
- ⑤ 在留カードの写し（外国籍申請者に限る。）
* 申請時、在留カードを取得されていない方については、取得が出来しだい提出してください。
* カードの両面をA4サイズでコピーしてください。
* 取得前の場合は、パスポートの写しを提出してください。
- ⑦ 登記事項証明書および印鑑登録証明書（連帯保証人が法人の場合に限る。）
* 申請日より前3ヶ月以内に発行されたものを提出してください。

※①～④は、すべての申請者、⑤～⑦は該当する方のみ提出してください。

※その他、必要な場合は上記以外の書類の提出を求めています。

<養成施設等に在籍している方の申請書類>

- ① 修学生推薦調書〈第2号様式〉
* 在籍する養成施設等で記入してもらってください。
- ② 貸付申請に係る同意及び誓約書〈第3号様式〉
- ③ 住民票（申請者と連帯保証人分）
* 申請者と連帯保証人が同一住所の場合は、1通に綴ったものでも可です。ただし、必ず申請者と連帯保証人2名の記載が必要です。
* 本籍や個人番号の記載は要しません。
* 申請日より前3ヶ月以内に発行されたものを提出してください。
- ④ 所得・課税証明書（連帯保証人分）
* 申請日より前3ヶ月以内に発行されたものを提出してください。
- ⑤ 離職証明書（養成施設等の入学時に45歳以上の方であって、離職して2年以内の方（以下、「中高年離職者」という。）に限る。）
- ⑥ 在留カードの写し（外国籍申請者に限る。）
* 申請時、在留カードを取得されていない方については、取得が出来しだい提出してください。
* カードの両面をA4サイズでコピーしてください。
* 取得前の場合は、パスポートの写しを提出してください。
- ⑦ 登記事項証明書および印鑑登録証明書（連帯保証人が法人の場合に限る。）
* 申請日より前3ヶ月以内に発行されたものを提出してください。

※①～④は、すべての申請者、⑤～⑦は該当する方のみ提出してください。

※その他、必要な場合は上記以外の書類の提出を求めています。

(2) 連帯保証人

連帯保証人は、原則として大分県内に住所を有する成年者とします。

ただし、必要と認める場合、県外に住所を有する方でも差し支えないものとします。

* 外国籍申請者の連帯保証人は、個人または法人とし、下記を対象とします。

(個人が連帯保証人となる場合)

・ 日本国籍を有する方、または法務大臣が永住を認める方(在留資格「永住者」)

(法人が連帯保証人となる場合)

・ 登記されている法人であること。

・ 法人の議決機関が連帯保証の意思決定を行っていること。

(3) 他の貸付制度との併用

以下の制度との併用はできません。

・ 生活福祉資金や母子父子寡婦福祉資金、その他の国庫補助事業等を活用した制度

・ 職業訓練として養成施設等に在籍している場合

* なお、本制度の貸付決定後(貸付期間中)に重複での借入れが判明した場合は、本資金の契約を解除し、貸付金については一括で返還を求めることがあります。

3. 貸付の決定と交付

(1) 貸付決定

貸し付けの可否を「介護福祉士等修学資金貸付決定通知書」、または「介護福祉士等修学資金不承認通知書」により申請者、連帯保証人及び養成施設へ通知します。

(2) 提出書類

「貸付決定通知書」を受け取った日から14日以内に下記①～④の書類を提出してください。

* 入学希望者および入学予定者は入学後、在学届<第5号様式>(養成施設の在学証明でも可)を含む下記

①～④の書類を入学日から14日以内に提出してください。

① 借用証書

② 印鑑登録証明書(申請者・連帯保証人分)

③ 振込口座申請書<第4号様式>

④ 振込口座通帳のコピー

* 金融機関名、支店名、口座番号、漢字、カタカナ口座名義のわかるページすべて

* コピーはA4サイズをお願いします。

(3) 資金の交付

修学資金の交付は、下記のスケジュールで分割の方法によって、申請者が指定する口座(借受人本人名義の口座に限る)に交付します。

なお、入学準備金は修学資金の初回交付時、就職準備金は最終回交付時、国家試験受験対策費用は修学資金の上半期分とあわせて交付します。

① 介護福祉士修学資金 (2年間)

* 入学希望者および入学予定者の第1回目交付は、入学後、「3. 貸付の決定と交付」(2)提出書類の提出後となります。(4～5月頃)

交付	1年目	第1回目: 6月	修学資金+入学準備金+国家試験受験対策費用
		第2回目: 10月	修学資金
	2年目	第3回目: 5月	修学資金+国家試験受験対策費用
		第4回目: 10月	修学資金+就職準備金

*複数年度交付を受ける場合、年度初めに在学届<第5号様式>(養成施設の在学証明でも可)を提出していただきます。

② 社会福祉士修学資金 (1年間)

交付 [第1回目: 6月 修学資金+入学準備金
第2回目: 10月 修学資金+就職準備金

4. 貸付契約の解除

以下のいずれかに該当することとなった場合には、貸付契約が解除されます。

- ・養成施設等を退学したとき。
- ・心身の故障のため、修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。
- ・学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- ・修学資金の貸し付けを辞退したとき。
- ・死亡したとき。
- ・その他修学資金の貸し付けの目的を達する見込みがないと認められるとき。

5. 貸付契約の休止

以下のいずれかに該当することとなった場合には、貸付契約を休止します。

- ・養成施設等を休学したとき。
- ・養成施設等から停学処分を受けたとき。

*休止の期間は休学、または停学処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月となります。

6. 返還の債務の当然免除

一定の要件を満たした場合は、修学資金の返還が全額免除されます。

(1) 免除の条件

- ① 借受人が、養成施設等を卒業した日から1年以内に介護福祉士等の登録を行い、大分県内において特定業務に従事し、5年間(*1)(過疎地域勤務者、中高年離職者の場合は3年間《*2》)継続して当該業務に従事したとき。

なお、返還免除要件を達成するまでの期間、返還猶予を受けておく必要があります。

期限までに手続を行わず猶予を受けていない場合には、業務に従事していた場合でも返還開始となります。

*1「5年間」=在職期間が通算1,825日以上であり、かつ、業務に従事した期間が900日以上。

*2「3年間」=在職期間が通算1,095日以上であり、かつ、業務に従事した期間が540日以上。

※過疎地域とは、大分市(旧佐賀関町、旧野津原町を含む)、別府市、旧中津市、日出町、旧湯布院町、旧挾間町以外の地域。

- ② 借受人が特定業務に起因する死亡、または疾病、その他やむを得ない理由により当該業務を継続することができなくなると認められるとき。

(2) 提出書類

- ① 返還免除申請書<第7号様式>
- ② 業務従事期間証明書<第9号様式>
- ③ (1)②の場合、当該理由についての証明書となる医師の診断書等の写し。

(3) 免除の決定

返還免除の可否を「介護福祉士修学資金等貸付金返還免除決定通知書」、または「介護福祉士修学資金等貸付金返還免除不承認通知書」により、借受人及び連帯保証人へ通知します。

介護福祉士資格の経過措置該当者への対応について

2017年4月1日から2027年3月31日までの間に介護福祉士養成施設を卒業した(する)方への経過措置に関して、本貸付事業での取り扱いは下記の通りとします。

(1) 返還当然免除要件

国家試験の合否または受験の有無にかかわらず、経過措置対象者(養成施設を卒業後、5年間の有効期限付きで資格を所持している方)が、大分県内において規定年数返還免除対象業務に継続して従事した場合、返還免除の対象となります。

ただし、国家試験受験対策費用申請者は、卒業年度の国家試験は必ず受験していただきます。受験しなかった場合、返還免除対象業務に従事したとしても国家試験受験対策費用のみ返還となります。

*受験したが不合格だった場合は、国家試験受験対策費用の返還は不要です。

(2) 国家資格登録証の写しについて

卒業後、受験の状況によって、下記のとおり国家資格登録証を提出すること。

状態	提出が必要な書類
卒業年度の国家試験に合格	・国家資格登録証の写し
卒業年度の国家試験に不合格・未受験	・国家資格登録証の写し ・資格登録有効期限通知の写し
翌年度以降の国家試験を受験し、合格したとき	・資格登録有効期限解除通知の写し (手元に通知が届いたら随時提出してください)
育児休業等によって有効期限を延長したとき	・資格登録有効期限変更通知の写し (手元に通知が届いたら随時提出してください)

*返還免除要件を満たす前に、離職などの理由で介護福祉士資格を失効した場合は、資金返還となる可能性があります。

7. 返 還

(1) 返還対象

以下のいずれかに該当することとなった場合、当該返還理由が生じた日の属する月の翌月から貸付金の返還をしていただきます。

- ① 貸付契約が解除されたとき。
- ② 養成施設等を卒業した日から1年以内に大分県内において、特定業務に従事しなかったとき。
- ③ 大分県内において特定業務に従事する意思がなくなったとき。
- ④ 業務外の事由により死亡し、または心身の故障により特定業務に従事できなくなったとき。
- ⑤ 養成施設等を卒業した日から1年以内に、介護福祉士または社会福祉士として登録しなかったとき。

(2) 提出書類

返還計画書〈様式第6号〉

(3) 返還方法

資金の返還は、全額（裁量免除に該当する方は、当該計算式により算出された返還額）について、下表（返還年数表）に定める期間内に、元金均等の月賦払いの方法により返還しなければなりません。

なお、繰り上げて返還することは可能です。

返 還 額	返 還 年 数
～ 400,000 円まで	1 年
400,001 円 ～ 800,000 円まで	2 年
800,001 円 ～ 1,200,000 円まで	3 年
1,200,001 円 ～ 1,600,000 円まで	4 年
1,600,001 円 ～ 2,000,000 円まで	5 年

(4) 返還口座

返還金は指定する県社協の口座に振り込みをしていただきます。

※振込手数料は振込人のご負担となります。

8. 返還の債務の履行猶予

養成施設等を卒業したとき、または貸付契約が解除されたときは、その日の属する月の翌月から、修学資金を返還する義務が生じます。ただし、一定の条件を満たした場合には、返還猶予を受けることができます。

(1) 猶予対象

以下のいずれかに該当することとなった場合。

- ① 大分県内において特定業務に従事している場合。
なお、免除要件を満たすためにはP4「6. 返還の債務の当然免除」を確認してください。
- ② 貸付契約を解除された後、引き続き貸付決定時に在学していた養成施設等に在学しているとき。
(猶予期間：在学期間)
- ③ 貸付決定時に在学していた養成施設等を卒業後、引き続き他種の養成施設等*において修学しているとき。
(猶予期間：在学期間)
*「他種の養成施設等」＝介護福祉士養成施設卒業者の場合は社会福祉士養成施設、社会福祉士養成施設卒業者の場合は介護福祉士養成施設
- ④ 国家試験を受験できなかった場合、または不合格となった場合、翌年度の国家試験を受験する意思があるとき。
(猶予期間：2年間。ただし、社会福祉士の場合は3年間)
- ⑤ 国家資格取得者が卒業後、特定業務に就くことができなかったが、1年以内に大分県内において当該業務に就く意思があるとき。
(猶予期間：1年間。ただし、特定業務以外の職種に採用された者については2年間)
- ⑥ 産休・育休で休職するとき。
(猶予期間：在籍する事業所が決めた期間内。ただし、法律で定められた期間を限度とする。)
別紙 P10 参照してください。
- ⑦ 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

(2) 提出書類

- ① 返還猶予申請書〈第8号様式〉
- ② 業務従事期間証明書〈第9号様式〉等、事由を証明する書類

(3) 提出期限

当該理由が生じた日から14日以内

(4) 猶予の決定

返還猶予の可否を、「介護福祉士修学資金等貸付金返還猶予決定通知書」、または「介護福祉士修学資金等貸付金返還猶予不承認通知書」により、借受人及び連帯保証人へ通知します。

9. 返還の債務の裁量免除

(1) 免除対象

大分県内において修学資金の貸し付けを受けた月数以上、特定業務に従事したと認められるとき。
ただし、本人の責による事由で免職、または特別な事情がなく退職した方については、原則免除対象となりません。

(2) 返還免除額の算出方法

免除の額は、大分県内において特定業務に従事した月数に貸し付けを受けた月数（この月数が24月に満たないときは24月とする。）の2分の5（中高年離職者等については2分の3）に相当する月数を除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

(3) 提出書類

- ① 返還免除申請書〈第7号様式〉
- ② 業務従事期間証明書〈第9号様式〉等、事由を証明する書類
- ③ 返還計画書〈第6号様式〉

(4) 免除の決定

免除の可否・返還額等を、「介護福祉士修学資金等貸付金の返還額等決定通知書」により、借受人及び連帯保証人に通知します。

10. 現況確認

返還が免除されるまで、毎年4月1日現在の状況について報告書を提出していただきます。

(1) 提出書類

- ① 現況報告書〈第10号様式〉
- ② 返還猶予申請書〈第8号様式〉
- ③ 業務従事期間証明書〈第9号様式〉 *前年度、特定業務に従事していた方のみ。

(2) 提出期限

毎年4月30日まで

*ただし、在学届は4月20日までに提出をお願いします。

1 1. 届出の義務

修学中と卒業後に下記のいずれかに該当するときは、その理由が生じた日から 14 日以内に所定の様式に証明する書類を添えて提出してください。

※期日までに書類が提出されないときは、返還開始の手続きに移行しますのでご注意ください。

(1) 修 学 中

- ・借受人の住所、氏名に変更があったとき。（異動届 B <第 12 号様式>）
- ・連帯保証人の住所、氏名若しくは勤務先等に変更があったとき。（異動届 B <第 12 号様式>）
- ・長期欠席、停学、休学、復学、または退学するとき。（異動届 A <第 11 号様式>）
- ・修学資金の貸し付けを辞退するとき。（異動届 A <第 11 号様式>）
 - * 貸付辞退後も引き続き養成施設等に在学しているときは、返還猶予の対象となりますので、期限内に返還猶予申請書 <第 8 号様式>を提出してください。
 - * 貸付辞退により借入額に変更が生じたときは、借用証書を差し替えることとなります。
- ・借受人が死亡したとき。（借受人死亡届 <第 13 号様式>）
- ・死亡その他の理由により連帯保証人を変更したいとき。（連帯保証人変更願 <第 14 号様式>）

※返還猶予申請書の提出がないときは、返還開始となりますのでご注意ください。

(2) 卒 業 後

- ・介護福祉士等の国家資格を取得したとき。（異動届 A <第 11 号様式>）
- ・特定業務に従事し始めたとき。（異動届 A <第 11 号様式>）
- ・産休・育休で休職するとき。（異動届 B <第 12 号様式>）
- ・特定業務に従事しなくなったとき。
 - 詳細は次章「12. 退職したときの手続き」を参考にしてください。
- ・借受人の住所、氏名若しくは勤務先等に変更があったとき。（異動届 B <第 12 号様式>）
- ・連帯保証人の住所、氏名若しくは勤務先等に変更があったとき。（異動届 B <第 12 号様式>）
- ・借受人が死亡したとき。（借受人死亡届 <第 13 号様式>）
- ・死亡その他の理由により連帯保証人を変更したとき。（連帯保証人変更願 <第 14 号様式>）

1 2. 退職したときの手続き

(1) 退職した日の属する月の翌月末日までに、県内において特定業務に再就職する場合。（返還金が生じない）

- ① 提出書類
 - ・異動届 B <第 12 号様式>
 - ・業務従事期間証明書 <第 9 号様式>
- ② 提出期限
退職日から 14 日以内

(2) 退職した日の属する月の翌月末日、県内で特定業務に再就職しない場合。（返還金が生じる）

- ① 提出書類
 - ・異動届 B <第 12 号様式>
 - ・業務従事期間証明書 <第 9 号様式>
 - ・返還免除申請書 <第 7 号様式>（*該当者に限る。）
 - ・返還計画書 <第 6 号様式>
- ② 提出期限
退職日から 14 日以内

※返還中に特定業務に再就職したときは、再び返還が猶予されます。尚、すでに返還した貸付金についてはお返しすることはできません。

1 3. 提出先及び連絡先

〒870-0907 大分市大津町2丁目1番41号 大分県総合社会福祉会館内

大分県社会福祉協議会 福祉資金部 <介護福祉士等修学資金貸付担当者>

TEL : 097-515-7771 / FAX : 097-515-7772

* 大分県社協のホームページに様式等掲載していますので、ダウンロードしてお使いください。

<http://www.oitakensyakyo.jp/>

※申請書類等の記入・提出にあたって

- ・申請書類等は、必ず黒ボールペン（消えないペン）で記入してください。（鉛筆は不可）
- ・各項目について記入漏れのないよう正確に記入してください。記入漏れや添付書類に不備があった場合は受付ができません。
- ・記入内容の訂正は、訂正箇所を二重線で消し、訂正印を押して正しい事項を記入してください。（修正液等は使用不可）
- ・提出する申請書類等はコピーをとり、お手元に保管してください。
- ・記入方法等、ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

1 4. 諸 様 式

※コピーしてご利用ください。ホームページからもダウンロードできます。

様式番号	様式名称	ページ
第1号様式(介)	貸付申請書 ※両面コピーしてください	P14-15
第1号様式(介)	貸付申請書 (記載例)	P16-19
第2号様式(介)	修学生推薦調書	P20
第2号様式-2(介)	修学意欲・就労意思等確認書 ※入学希望(予定)者のみ	P21
第3号様式(介)	介護福祉士修学資金等貸付申請に係る同意及び誓約書	P22
第4号様式(介)	振込口座申請書	P23
第5号様式(介)	在学届	P24
第6号様式(介)	返還計画書	P25
第7号様式(介)	返還免除申請書	P26
第8号様式(介)	返還猶予申請書	P27
第9号様式(介)	業務従事期間証明書	P28
第10号様式(介)	現況報告書	P29
第11号様式(介)	異動届A	P30
第12号様式(介)	異動届B	P31
第13号様式(介)	借受人死亡届	P32
第14号様式(介)	連帯保証人変更願	P33

別紙 出産、育児に伴う休職または退職の場合の猶予について

妊娠、出産または育児に伴い、現に従事している介護職員等としての業務を休職し、または退職する場合は、次により取り扱います。

提出書類 ・ 返還猶予申請書（第8号様式）
・ 異動届B（第12号様式）
・ 母子手帳の写し（届出に係る子の氏名、生年月日および届出者との続柄を証するページ）

1. 産前産後休暇または育児休業を取得する場合

産前産後休暇（労働基準法第65条）、または育児休業（育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第2条第1項）を取得する場合、該当期間は返還の責務の履行を猶予することができます。

※産前産後休暇は、14週間（産前6週間、産後8週間）育児休業に相当する期間。
（育児休業とは原則として子が1歳に達する日）または在籍する事業所が相当と認める期間とします。

※産休、育休等にて休職した期間は、当該業務従事期間に算入されないため、復職後に免除となるまで残りの期間を業務従事しなければなりません。

2. 妊娠を理由に就業先を退職し、出産後再び介護職員等の業務に従事する場合

就業先を退職し、産前産後休暇または、育児休業に相当する期間（※参照）が終了した後に、再び介護職等の業務に従事することを予定する場合、該当期間は返還の責務の履行を猶予することができます。

※育児休業期間とは、原則として子が1歳に達する日までとします。この期間については、従事期間には算入されないため、復職後に免除となるまでこの期間を業務従事しなければなりません。

《 留意事項 》

次の場合は、修学資金の返還をしなければなりません。

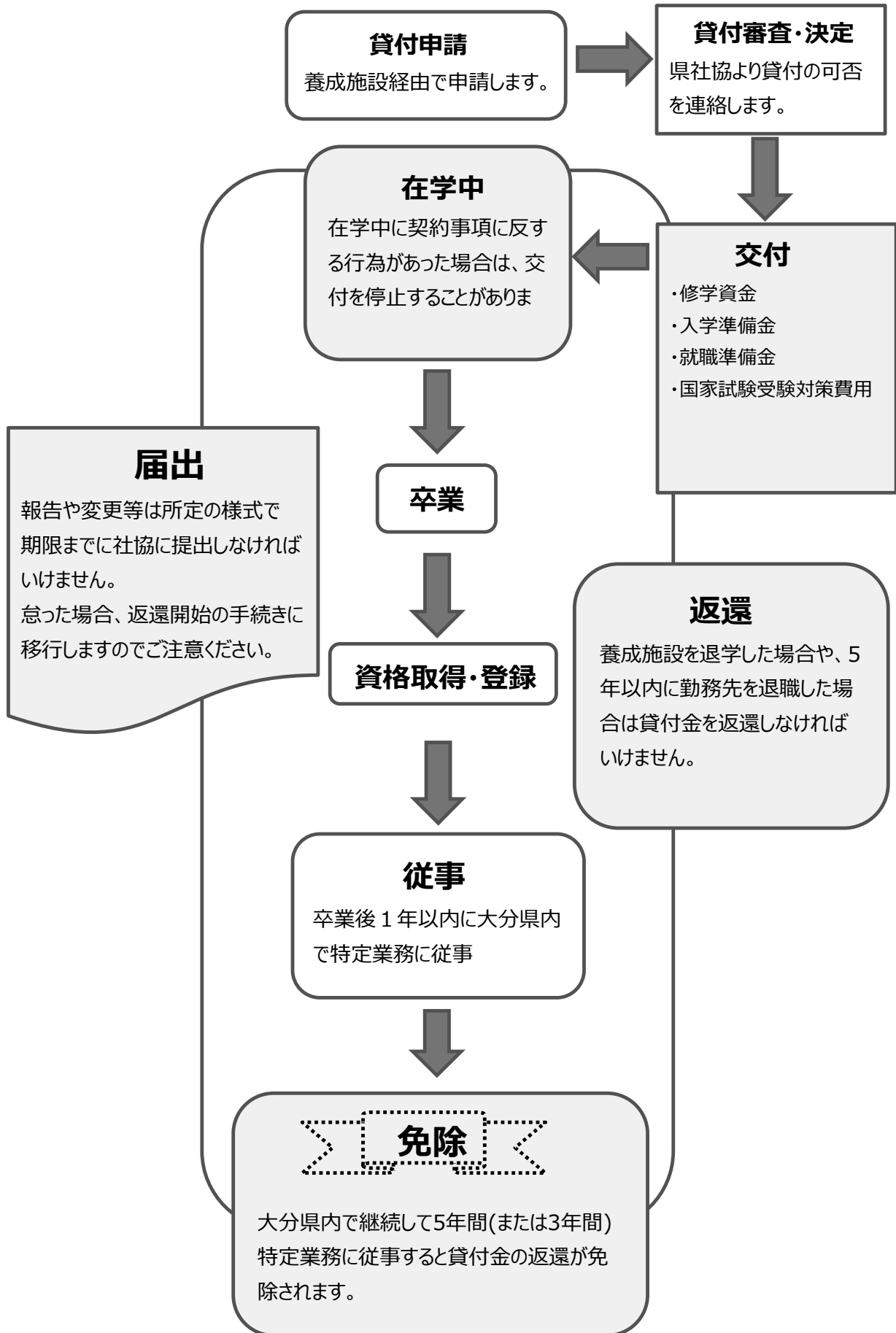
就業先を退職し、上記2の育児休業に相当する期間が終了した後に、介護職員等の業務に従事することを予定しない場合は、返還計画書（第6号様式）を提出し、貸付金を返還しなければなりません。

15. 申請・届出に必要な書類一覧

区分	こんなとき	必要書類	注意事項	手引き該当箇所		
		様式・その他添付書類		ページ	目次	
在学中	申請 ↓ 交付	貸付申請をするとき	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付申請書<第1号様式> ・修学生推薦調書<第2号様式>、または修学意欲・就労意思等確認書 *1<第2号様式-2> ・貸付申請に係る同意及び誓約書<第3号様式> ・住民票(申請者と連帯保証人分 *2) ・課税・所得証明書(連帯保証人分) ※以下、該当者に限る ・離職証明書(中高年離職者 *3に限る。) ・在留カードの写し *4(外国籍申請者に限る。) ・登記事項証明書、印鑑登録証明書(連帯保証人が法人の場合に限る。) 	<ul style="list-style-type: none"> *1入学希望(予定)者に限る。 *2申請者と連帯保証人が同一住所の場合は、住民票は1通に綴ったものでも可。ただし、必ず2名分の記載が確認できること。 *3養成施設等の入学時に45歳以上で、離職して2年以内の方。 *4申請時取得されていない方は、カードの取得が出来しだい提出してください。カードの両面をA4サイズでコピー。 	1	2.貸付の申請
		「貸付決定通知書」を受け取ったとき	<ul style="list-style-type: none"> ・借用証書 ・印鑑登録証明書(申請者、連帯保証人及び申請者が未成年者の場合は法定代理人分) ・振込口座申請書<様式第4号> ・振込口座通帳のコピー *5・在学届<第5号様式>(入学希望(予定)者に限る) 	<ul style="list-style-type: none"> *5金融機関名、支店名、口座番号、漢字、カタカナ口座名義のわかるページをすべて。A4サイズでコピー 	2	3.貸付の決定と交付
		複数年度貸し付けを受けるとき (*貸し付けを受ける2年目以降の年度初め)	<ul style="list-style-type: none"> ・在学届<第5号様式> 		2	3.貸付の決定と交付
卒業後	猶予	貸付契約解除後、引き続き養成施設等に在学しているとき	<ul style="list-style-type: none"> ・返還猶予申請書<第8号様式> ・在学届<第5号様式> 		3 5	4.貸付契約の解除 8.返還の債務の履行猶予
		長期欠席、停学、または休学するとき	<ul style="list-style-type: none"> ・異動届A<第11号様式> 	養成施設の証明が必要	6	11.届出の義務
	届出	復学するとき	<ul style="list-style-type: none"> ・異動届A<第11号様式> 	養成施設の証明が必要	6	11.届出の義務
		退学するとき	<ul style="list-style-type: none"> ・異動届A<第11号様式> ・返還計画書<第6号様式> ・借用証書(申請金額と借用金額に差異があるとき) 	養成施設の証明が必要	6	11.届出の義務
		貸し付けを辞退するとき	<ul style="list-style-type: none"> ・異動届A<第11号様式> 		6	11.届出の義務
	猶予	卒業後、引き続き他種の養成施設等に在学しているとき	<ul style="list-style-type: none"> ・返還猶予申請書<第8号様式> ・在学届<第5号様式> 		5	8.返還の債務の履行猶予
	猶予	国家試験に合格して初めて特定業務に就いたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・異動届A<第11号様式> ・返還猶予申請書<第8号様式> ・登録証の写し 	異動届Aに事業主証明が必要	6 5	11.届出の義務 8.返還の債務の履行猶予
猶予	国家試験に合格したが特定業務に就けなかった。1年以内に当該業務従事を目指すとき	<ul style="list-style-type: none"> ・返還猶予申請書<第8号様式> ・登録証の写し 		5	8.返還の債務の履行猶予	
猶予	国家試験に合格し、他の職種に従事。特定業務に就く意思があるとき	<ul style="list-style-type: none"> ・異動届A<第11号様式> ・返還猶予申請書<第8号様式> ・登録証の写し 		6 5	11.届出の義務 8.返還の債務の履行猶予	
猶予	国家試験が不合格だったが、翌年再度受験する意思があるとき	<ul style="list-style-type: none"> ・返還猶予申請書<第8号様式> 		5	8.返還の債務の履行猶予	
返還	国家試験が不合格だったが、翌年再度受験する意思がないとき	<ul style="list-style-type: none"> ・返還計画書<第6号様式> 		4	7.返還	
届出	届出	退職するとき。	<ul style="list-style-type: none"> ・異動届B<第12号様式> ・返還猶予申請書<第8号様式> 	異動届Bに事業主証明が必要	6 5	11.届出の義務 8.返還の債務の履行猶予
		退職① 退職した翌月、県内で特定業務に再就職するとき	<ul style="list-style-type: none"> ・異動届B<第12号様式> ・業務従事期間証明書<第9号様式> 	異動届Bと業務従事期間証明書に事業主証明が必要	7	12.退職したときの手続き

区分	こんなとき	必要書類	注意事項	手引き該当箇所	
		様式・その他添付書類		ページ	目次
卒業後	届出 退職① 退職した翌月、県内で特定業務に再就職するとき	・異動届B<第12号様式> ・業務従事期間証明書<第9号様式>	異動届Bと業務従事期間証明書に事業主証明が必要	7	12.退職したときの手続き
	返還 退職② 退職した翌月、県内で特定業務に再就職しないとき	・異動届B<第12号様式> ・業務従事期間証明書<第9号様式> ・返還免除申請書<第7号様式> (*該当者に限る。) ・返還計画書<第6号様式>		7 6 4	12.退職したときの手続き 9.返還の債務の裁量免除 7.返還
	返還 退職③ 今後、県内で特定業務に就かないとき	・異動届B<第12号様式> ・業務従事期間証明書<第9号様式> ・返還免除申請書<第7号様式> (*該当者に限る。) ・返還計画書<第6号様式>		7 6 4	12.退職したときの手続き 9.返還の債務の裁量免除 7.返還
	免除 特定業務に5年間(または3年間)従事したとき	・返還免除申請書<第7号様式> ・業務従事期間証明書<第9号様式>		4	6.返還の債務の当然免除
	現況 返還が免除されるまで (*毎年4/1現在)	・現況報告書<第10号様式> ・返還猶予申請書<第8号様式> ・業務従事期間証明書<第9号様式> (*前年度、特定業務に従事していた方)	提出期限 毎年4月30日まで	6	10.現況確認
在学中・卒業後	届出 借受人の住所、氏名等に変更があったとき	・異動届B<第12号様式> ・住民票		6	11.届出の義務
	届出 連帯保証人の住所、氏名若しくは勤務先等に変更があったとき	・異動届B<第12号様式> ・住民票(住所、氏名の変更に限る)		6	11.届出の義務
	届出 連帯保証人を変更するとき	・連帯保証人変更願<第14号様式> ・所得・課税証明書(連帯保証人分) ・借用証書 ・誓約書<第3号様式> ・印鑑登録証明書(連帯保証人分) ・住民票(連帯保証人分)	必要に応じて提出	6	11.届出の義務
	届出 借受人が死亡したとき	・借受人死亡届<第13号様式> ・死亡診断書、または借受人の戸籍抄本若しくは戸籍謄本		6	11.届出の義務

16. 申請から免除までのフロー



貸付申請書

大分県社会福祉協議会会長 殿

西暦 年 月 日

フリガナ			
氏名	(印)		
生年月日	西暦 年 月 日生 (満 歳) 中高年離職者は <input checked="" type="checkbox"/> を入れてください→ <input type="checkbox"/>		
住所	〒 - TEL: () 携帯: - -		
養成施設	名称		
	学科・専攻		
	入学(予定)年月	西暦 年 月	(第 学年在学中)
	卒業予定年月	西暦 年 月	

介護福祉士等修学資金の貸付を次のとおり申請します。

種別	介護福祉士	
借入希望金額	①修学資金	円(月額50,000円×修学月数 ヵ月)
	②入学準備金	円
	③就職準備金	円
	④国家試験 受験対策費用	円(年額40,000円×修学年数 年)
	総額(①+②+③+④)	円
他資金の申し込み・借入状況	有 ・ 無	
	名称	

社会福祉士の修学資金の貸付を次のとおり申請します。通信の場合は上限金額が違います。

種別	社会福祉士 ・ 社会福祉士(通信)	
借入希望金額	①修学資金	50,000 円(月額 円×修学月数 ヵ月) 20,000(通信)
	②入学準備金	円
	③就職準備金	円
	総額(①+②+③)	円
他資金の申し込み・借入状況	有 ・ 無	
	名称	

※社会福祉士の通信制を希望される場合は修学資金、入学・就職準備金が異なります。

1. 制度の概要(4)貸付額を参考にされて下さい。

生計を 一にする 家族の状況	氏名	申請者との 続柄	年齢	勤務先または学校等
		本人		

私は、当該申込みに基づき契約が締結された場合、連帯保証人となることを承諾いたします。

連帯保証人	フリガナ				続柄	
	氏名	印				
	生年月日	西暦	年	月	日生	(歳)
	住所	〒 -				
		TEL :	()	携帯 :	-	-
	勤務先名					
勤務先住所	〒 -					
		TEL :	()			

※連帯保証人が法人の場合はこちらにご記入ください。

私は、当該申込みに基づき契約が締結された場合、連帯保証人となることを承諾いたします。

連帯保証人(法人)	フリガナ				
	法人名	印			
	フリガナ				
	法人代表者名				
	法人住所	〒 -			
		TEL :	()		
本人との関係					

申請手続き、その他手続きにおける問い合わせ先(常時連絡が取れる方)	
氏名	(続柄) 連絡先 - -

貸付申請書

大分県社会福祉協議会会長 殿

西暦 年 月 日

フリガナ	オオイタ ハナコ		
氏名	大分 花子		(印)
生年月日	西暦 20××年 6月 10日生 (満 18歳) 中高年離職者は☑を入れてください→☐		
住所	〒 870-0000 大分市大津町 1-1-1 TEL: 097(522)2222 携帯: 080 - - 9999		
養成施設	名称	〇〇〇学校	
	学科・専攻	〇〇学科 〇〇コース	
	入学(予定)年月	西暦 20××年 4月	(第 1学年在学中)
	卒業予定年月	西暦 20××年 3月	

介護福祉士はこちら。
借入金額は、P1(4)貸付金額を参照。

介護福祉士の修学資金の貸付を次のとおり申請します。

種別	介護福祉士	
借入希望金額	①修学資金	1,200,000円(月額50,000円×修学月数 9月)
	②入学準備金	200,000円
	③就職準備金	200,000円
	④国家試験 受験対策費用	80,000円(年額40,000円×修学年数 2年)
	総額(①+②+③+④)	1,680,000円
他資金の申し込み・借入状況	有 ・ 無	
	名称	

社会福祉士の修学資金の貸付を次のとおり申請します。通信の場合は上限金額が違います。

種別	社会福祉士 ・ 社会福祉士(通信)	
借入希望金額	①修学資金	50,000円(月額 円×修学月数 9月) 20,000円(通信)
	②入学準備金	円
	③就職準備金	円
	総額(①+②+③)	円
他資金の申し込み・借入状況	有 ・ 無	
	名称	

※社会福祉士の通信制を希望される場合は修学資金、入学・就職準備金が異なります。

1. 制度の概要(4)貸付額を参考にされて下さい。

生計を一にする 家族の状況	氏名	申請者との 続柄	年齢	勤務先または学校等
	大分 花子	本人	18	〇〇〇学校
	大分 一郎	父	50	〇〇〇商社
	大分 福子	母	46	〇〇〇会社
	大分 太郎	弟	15	〇〇〇中学校

私は、当該申込みに基づき契約が締結された場合、連帯保証人となることを承諾いたします。

連帯保証人	フリガナ	オオイタ イチロウ			続柄	父
	氏名	大分 一郎			印	
	生年月日	西暦	19××年	11月	11日生	(50 歳)
	住所	〒 870-0000 大分市大津町 1-1-1 TEL : 097 (522) 2222 携帯 : 080 - 1111 - 2222				
	勤務先名	〇〇〇商社				
勤務先住所	〒 870-1111 大分市中央町 1-1-1 TEL : 097 (511) 3333					

※連帯保証人が法人の場合はこちらにご記入ください。

私は、当該申込みに基づき契約が締結された場合、連帯保証人となることを承諾いたします。

連帯保証人 (法人)	フリガナ	
	法人名	印
	フリガナ	
	法人代表者名	
	法人住所	〒 - TEL : ()
本人との関係		

書類不備等で連絡する場合があります。

申請手続き、その他手続きにおける問い合わせ先（常時連絡が取れる方）

氏名 大分 福子 (続柄 母) 連絡先 080 - 1111 - 5555

貸付申請書

大分県社会福祉協議会会長 殿

西暦 年 月 日

フリガナ	オオイタ ハナコ		
氏名	大分 花子		(印)
生年月日	西暦 20××年 6月 10日生 (満 18歳) 中高年離職者は <input checked="" type="checkbox"/> を入れてください→ <input type="checkbox"/>		
住所	〒 870-0000 大分市大津町 1-1-1 TEL: 097(522)2222 携帯: 080 - 1111 - 9999		
養成施設	名称	〇〇〇学校	
	学科・専攻	〇〇学科 〇〇コース	
	入学(予定)年月	西暦 20××年 4月 (第 1学年在学中)	
	卒業(予定)年月	西暦 20××年 3月	

介護福祉士の修学資金の貸付を次のとおり申請します。

種別	介護福祉士	
借入希望金額	①修学資金	円 (月額 50,000円 × 修学月数 ヵ月)
	②入学準備金	円
	③就職準備金	円
	④国家試験 受験対策費用	円 (修学年数 年)
	総額 (①+②+③+④)	円
他資金の申し込み・借入状況	有	
名称		

社会福祉士はこちら。
借入金額は、通学と通信では
異なります。
P1(4)貸付金額を参照。

社会福祉士の修学資金の貸付を次のとおり申請します。通信の場合は上限金額が違います。

種別	社会福祉士・社会福祉士(通信)	
借入希望金額	①修学資金	600,000円 (月額 50,000円 × 修学月数 12ヵ月) 20,000 (通信)
	②入学準備金	200,000円
	③就職準備金	200,000円
	総額 (①+②+③)	1,000,000円
他資金の申し込み・借入状況	有 ・ (無)	
名称		

※社会福祉士の通信制を希望される場合は修学資金、入学・就職準備金が異なります。

1. 制度の概要(4)貸付額を参考にされて下さい。

貸付申請書

大分県社会福祉協議会会長 殿

西暦 年 月 日

フリガナ	オオイタ ハナコ		
氏名	大分 花子		(印)
生年月日	西暦	20××年 6月 10日生	(満 18歳)
	中高年離職者は <input checked="" type="checkbox"/> を入れてください→ <input type="checkbox"/>		
住所	〒 870-0000 大分市大津町 1-1-1 TEL: 097(522)2222 携帯: 080 - 1111 - 9999		
養成施設	名称	〇〇〇学校	
	学科・専攻	〇〇学科 〇〇コース	
	入学(予定)年月	西暦	20××年 4月 (第 1学年在学中)
	卒業予定年月	西暦	20××年 3月

介護福祉士の修学資金の貸付を次のとおり申請します。

種別	介護福祉士	
借入希望金額	①修学資金	円(月額 50,000円×修学月数 ヵ月)
	②入学準備金	円
	③就職準備金	円
	④国家試験 受験対策費用	円(年額 40,000円×修学年数 年)
	総額(①+②+③+④)	円
他資金の申し込み・借入状況	有 ・ 無	
	名称	

社会福祉士の修学資金の貸付を次のとおり申請します。通信の場合は上限金額が違います。

種別	社会福祉士 ・ (社会福祉士(通信))	
借入希望金額	①修学資金	50,000 360,000円 (月額 円×修学月数 18ヵ月) (20,000(通信))
	②入学準備金	100,000円
	③就職準備金	100,000円
	総額(①+②+③)	560,000円
他資金の申し込み・借入状況	有 ・ (無)	
	名称	

※社会福祉士の通信制を希望される場合は修学資金、入学・就職準備金が異なります。

1. 制度の概要(4)貸付額を参考にされて下さい。

第2号様式（介）

西曆 年 月 日

大分県社会福祉協議会会長 殿

（養成施設）※入学希望（予定）者は在学する高校

所在地

名称

長の職・氏名

印

修学生推薦調書

下記の者は所見のとおり、介護福祉士等修学資金の貸し付けを受ける者として適当と認め、推薦します。

記

フリガナ	
氏名	
生年月日	西曆 年 月 日生（満 歳）
学科・専攻	
学年	第 学年在学中
推薦理由	

※在籍する養成施設、在学する高校で記入してもらってください。

大分県社会福祉協議会会長 殿

修学意欲・就労意思等確認書

申込者住所 〒

申込者氏名

印

種 別	介護福祉士 ・ 社会福祉士
養成施設への修学意欲	
福祉・介護分野での就労意思	

※入学希望(予定)者で、既卒者、就労者等で現在学校等に在籍していない方は、ご自身でご記入ください。

大分県社会福祉協議会会長 殿

介護福祉士等修学資金貸付申請に係る同意及び誓約書

社会福祉法人大分県社会福祉協議会が実施する介護福祉士修学資金等貸付制度実施要綱に基づき、下記の事項に同意し、貸し付けを受けた後は留意事項を遵守することを連帯保証人連署のうえ誓約します。

記

〈貸付申請にあたって〉

- 1 私及び私の世帯の者は、暴力団員ではありません。また、借入期間中においても暴力団員にはなりません。
- 2 貸付申請についての調査、審査のために必要があるときは、私及び私の世帯員、連帯保証人、法定代理人（以下「私等」という。）の資産、収入・負債の状況及び学校の在学状況等につき、貴社会福祉協議会が全国社会福祉協議会、他の都道府県社会福祉協議会、自治体及び公共職業安定所、医療機関、企業等の関係機関に対し、申請書、添付書類の内容について、情報の提供を求めることに同意します。
また、官公署、他の都道府県社会福祉協議会、弁護士、司法書士、行政書士等から私等の生活福祉資金借入状況、返済状況につき情報の提供を求められた場合、貴社会福祉協議会が情報を提供することについても同意します。
- 3 貸付申請後、大分県社会福祉協議会で貸付審査を行います。審査結果によっては、ご希望に添えない場合がありますので、予めご了承ください。
- 4 貸付審査は、原則として、提出書類に基づいて行いますが、必要に応じてヒアリングを実施するほか、追加資料の提出を求められることがあります。
- 5 貸付申請に際して、ご提出いただいた申込書等につきましては、ご返却いたしませんので予めご了承ください。ただし、貸付不承認となった場合はご返却いたします。
- 6 貸付不承認理由については、いかなる場合も開示いたしません。
また、私等は、貸付不承認理由の問合せをするなど一切の異議の申立てをいたしません。

〈貸付後の留意事項〉

- 1 養成施設卒業後、実施要綱第10に規定する特定業務に従事すること。
- 2 貸付額に変更があるときは、その都度借用証書を提出すること。
- 3 修学資金の返還の債務が生じたときは、借入金を返還し、大分県社会福祉協議会に迷惑をかけないこと。
- 4 届出義務を履行すること。

申請者	住所		
	氏名（自署）		印
連帯保証人	住所		
	氏名（自署）		印

振込口座申請書

大分県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号	
申出事由	1:新規 2:変更 3:その他（ ）
住 所	〒 - 携帯： - -
借受人氏名	フリガナ -----

下記のとおり、介護福祉士等修学資金の振込口座を申し出ます。

振込先	金融機関名							
	支店名	支店						
	口座の種類	普通預金						
	口座番号							
口座名義	フリガナ ----- 							

※口座は必ず借受人(修学生)本人名義のものに限ります。

※振込口座通帳のコピー（金融機関名、支店名、口座番号、漢字、カタカナ口座名義が確認できるページすべて）を必ず添付してください。コピーはA4サイズでお願いします。

第5号様式（介）

西暦 年 月 日

大分県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号（ ）
（借受人）住所 〒 -
〔 〕
氏名 印
電話番号 - -

在 学 届

下記のとおり、在学状況を届け出ます。

学科・専攻	
学 年	年

上記のとおり、相違ないことを証明します。

西暦 年 月 日

（養成施設）

所在地

名称

代表者の職・氏名

印

西暦 年 月 日

大分県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号 ()
 (借受人)住所 〒 -
 []
 氏名 印
 電話番号 - -

返 還 計 画 書

下記のとおり、介護福祉士等修学資金を返還します。

借入期間	西暦 年 月 から 西暦 年 月 まで
借入金額	円・・・ (a)
既返還済額	円・・・ (b)
返還免除額*	円・・・ (c)

* 裁量免除額は手引き P6 の 9. (2) により算出。

返還金額	円・・・ (a)-(b)-(c)
返還方法 * いずれかに○を して下さい。	一括払い ・ 月賦払い
返還期間	西暦 年 月 から 西暦 年 月 まで (回払)

西暦 年 月 日

大分県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号 ()
 (借受人)住所 〒 -
 ()

氏名 印

電話番号 - -

返 還 免 除 申 請 書

介護福祉士等修学資金の返還債務の免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

借入期間	西暦 年 月 から 西暦 年 月 まで
借入金額	円・・・(a)
既返還済額	円・・・(b)
未返還額	円・・・(c) = (a) - (b)

返還免除申請額	円・・・(c)
返還免除申請理由 (該当の番号に○をする)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 5年間特定業務に従事 2. 3年間特定業務に従事 <input type="checkbox"/> 中高年離職者、<input type="checkbox"/> 過疎地域勤務 3. 心身の故障 4. 死亡 5. 借入期間以上、特定業務に従事 6. その他 <p>()</p>

大分県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号 ()
 (借受人)住所 〒 -
 []
 氏名 印
 電話番号 - -

返 還 猶 予 申 請 書

介護福祉士等修学資金の返還債務の履行猶予を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

借入期間	年 月 から 年 月 まで
借入金額	円・・・(a)
既返還済額	円・・・(b)
未返還額	円・・・(c)=(a)-(b)

返還猶予申請額	円
返還猶予申請期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
返還猶予申請理由 (該当の番号に○をする)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 県内において介護等の業務に従事 2. 在学中 (学校名: 学科・専攻:) 3. 国家資格を取得できなかったが、翌年度の国家試験を受験する意思がある 4. 国家資格取得後、特定業務に就けなかったが、1年以内に県内で当該業務に就く意思がある 5. 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない理由 [] <p>※返還猶予申請理由に応じ、下記の書類の添付が必要となります。</p>

【添付書類】

- 申請理由1. 資格取得後初めて従事する場合は、異動届A<様式第11号>の7、8番を記入
- 申請理由2. 在学届<第5号様式>
- 申請理由5. [] 内に理由を記入し、それを証明する書類 (医師の診断書の写し等)

西暦 年 月 日

大分県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号 ()
 (借受人)住所 〒 -
 氏名 印
 電話番号 - -

業務従事期間証明書

次のとおり、業務に従事していますので届出します。

業務従事先	所在地	〒 - TEL () -
	法人名 /施設・事業所名	
	職種	
業務従事期間	西暦 年 月 日 から 西暦 年 月 日まで (年 カ月間)	
	業務の中断 (休業) 期間	*該当する場合のみご記入下さい。 西暦 年 月 日 から 西暦 年 月 日 まで (年 カ月間)
	業務の中断 (休業) の理由	*該当する場合のみご記入下さい。

【除外期間】介護業務に従事した日数は、休日、休暇、出張、研修等で従事しなかった日は除く。

上記のとおり、相違ないことを証明します。

西暦 年 月 日

所在地

法人名
/施設・事業所名

代表者の職・氏名

印

*個人印不可

第 10 号様式 (介)

西暦 年 月 日

大分県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号 ()

(借受人) 住 所 〒 -

()

氏 名 印

電話番号 - -

現 況 報 告 書

下記のとおり、西暦

年 4 月 1 日現在の現況を報告します。

勤務先、 または 養成施設	所在地	(〒 -) 電話 () -
	名 称	
	職種、 または 養成課程	

大分県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号 ()

(借受人) 住 所 〒 -

氏 名 印

携帯番号 - -

異 動 届 A

下記のとおり、届出をいたします。(*届出番号に○をしてください。2~6 は養成施設、8 は事業主の証明が必要です。)

1	貸付辞退	辞 退 日	西曆 年 月 日		
		辞 退 額	円		
2	退 学	年 月 日	西曆 年 月 日		
3	長期欠席	各 期 間	西曆 年 月 日 ~ 西曆 年 月 日		
4	停 学				
5	休 学				
6	復 学	年 月 日	西曆 年 月 日		
		休・停学、長期欠席期間	西曆 年 月 日 ~ 西曆 年 月 日		

養成施設 証明欄	上記のとおり、相違ないことを証明します。	西曆 年 月 日
	所在地	
	養成施設名	
	代表者の職・氏名	印

7	登 録 *登録証の 写し添付	種類・番号	種類 () 番号 (第 号)			
		登録年月日	西曆 年 月 日	卒業年月日	西曆 年 月 日	
		卒業養成施設名				
8	就 業	就業年月日	西曆 年 月 日			
		勤務先名称				
		勤務先所在地	〒 - TEL : () -			
		職 種		雇用形態	正規・非正規 () 週 時間勤務	

事業主 証明欄	上記のとおり、相違ないことを証明します。	西曆 年 月 日
	所在地	
	法人名/施設・事業所名	
	代表者の職・氏名	印

大分県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号 ()

(借受人) 住 所 〒 -

()

氏 名 印

携帯番号 - -

異 動 届 B

下記のとおり、届出をいたします。 (*届出番号に○をしてください。4、5、6 は事業主の証明が必要です。)

1	借受人住所等	*付書類 住民票 ・ 氏名が変わった場合は戸籍抄本		
	住 所	〒 - 携帯番号 - -	氏 名	フリガナ
2	連帯保証人住所等	*添付書類 住所・氏名変更の場合、住民票		
	住 所	〒 - 携帯番号 - -	氏 名	フリガナ
	勤務先名称			
	勤務先所在地	〒 - TEL: () -		
3	退 職	今後、大分県内において特定業務に就く意思が <input type="checkbox"/> ない ・ <input type="checkbox"/> ある (←☑をつけてください。)		
	年 月 日	西暦 年 月 日		
	事業所名			
	退職理由			
4	就 業 先 等	*事業主の証明が必要です。		
	変更年月日	西暦 年 月 日		
	名 称	雇用形態	正規 ・ 非正規 ()	
	所 在 地	〒 - TEL: () -		
5	休 職	*事業主の証明が必要です。		
	期 間	西暦 年 月 日 から 西暦 年 月 日 まで		
	休職理由			
6	復 職	*事業主の証明が必要です。		
	年 月 日	西暦 年 月 日		

事業主証明欄

西暦 年 月 日

上記のとおり、相違ないことを証明します。

所在地

法人/施設・事業所名

代表者の職・氏名

印

西曆 年 月 日

借受人死亡届

大分県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号 ()
 (届出者)住所 〒 -
 ()
 氏名 印
 電話番号 - -

借受人との関係

借受人が死亡したので、次のとおり届け出ます。

借受人氏名	フリガナ	生年 月日	西曆	年	月	日生
学 校 名						
死亡年月日	西曆	年	月	日		
死亡の原因						

* 【添付書類】死亡診断書の写し、または借受人の戸籍抄本若しくは戸籍謄本を添付してください。

西暦 年 月 日

大分県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号 ()
 (借受人)住所 〒 -)
 ()
 氏名 印
 電話番号 - -

連 帯 保 証 人 変 更 願

下記のとおり、連帯保証人を変更したいのでご承認下さい。
 ご承認の上は、新保証人は借受人と連帯して介護福祉士修学資金等貸付要綱に基づく介護福祉士等修学資金の返還の債務を負担します。

変更理由				
新 連 帯 保 証 人	フリガナ			続柄
	氏名	印		
	生年月日	西暦 年 月 日生 (歳)		
	住所	〒 - TEL : () 携帯 : - -		
	勤務先名			
	勤務先所在地	〒 - TEL : ()		

- * 【添付書類】 必要に応じて提出いただきます。
- ・ 借用証書
 - ・ 印鑑登録証明書(連帯保証人分)
 - ・ 同意誓約書<第3号様式>
 - ・ 所得・課税証明書(連帯保証人分)
 - ・ 住民票(連帯保証人分)

◆免除対象となる特定業務一覧(介護福祉士)

	施設種別	職種
1	障害者通所支援事業を行う施設	入所者の保護に直接従事する職員 (児童指導員、職業指導員、心理指導担当職員、 作業療法士、理学療法士、職能訓練担当職員及び 言語機能訓練担当職員並びに医師、看護師その他 医療法に規定する病院として必要な職員を除く。)
	児童発達支援センター	
	障害児入所施設	
	知的障害児施設	
	知的障害児通園施設	
	盲ろうあ児施設	
	肢体不自由児施設	
	重症心身障害児施設	
2	身体障害者更生施設(改正身体障害者福祉法に規定する身 体障害者更生施設・身体障害者授産施設)	従事者のうち、その主たる業務が介護等である者
	地域活動支援センターを行う事業所	
	障害者支援施設	
3	救護施設	介護職員
	更生施設	
4	老人デイサービスセンター	介護職員
	老人短期入所施設	
	特別養護老人ホーム	
5	共同生活介護を行う事業所	従事者のうち、その主たる業務が介護等である者
6	居宅介護を行う事業所	従事者のうち、その主たる業務が介護等である者
	重度訪問介護を行う事業所	
	同行援護を行う事業所	
	行動援護を行う事業所	
	療養介護を行う事業所	
	生活介護を行う事業所	
	短期入所を行う事業所	
	重度障害者等包括支援を行う事業所	
	自立訓練を行う事業所	
	就労移行支援を行う事業所	
	就労継続支援を行う事業所	
	共同生活援助を行う事業所	
7	児童デイサービスを行っている事業所	従事者のうち、その主たる業務が介護等である者
8	指定訪問介護	訪問介護員等
	指定介護予防訪問介護	
	第一号訪問事業	
9	指定通所介護を行う施設	介護職員
	指定地域密着型通所介護を行う施設	
	指定介護予防通所介護を行う施設	
	指定短期入所生活介護を行う施設	
	指定介護予防短期入所生活介護を行う施設	
第一号通所事業		
10	指定訪問入浴介護	介護職員
	指定介護予防訪問入浴介護	
11	指定定期巡回・随時対応型訪問介護	訪問介護員等
12	指定夜間対応型訪問介護	訪問介護員等
13	指定認知症対応型通所介護を行う施設	介護職員
	指定介護予防認知症対応型通所介護を行う施設	
14	指定小規模多機能型居宅介護	介護従事者
	指定介護予防小規模多機能型居宅介護	
15	指定認知症対応型共同生活介護	介護従事者
	指定介護予防認知症対応型共同生活介護	
16	指定複合型サービス	介護従事者

	施設種別	職種
17	指定通所リハビリテーションを行う施設	介護職員
	指定介護予防通所リハビリテーションを行う施設	
	指定短期入所療養介護を行う施設	
	指定介護予防療養介護を行う施設	
18	指定特定施設入所者生活介護を行う施設	介護職員
	指定地域密着型特定施設入所者生活介護を行う施設	
	指定介護予防特定施設入所者生活介護を行う施設	
19	指定介護老人福祉施設	介護職員
	指定地域密着型介護老人福祉施設	
20	養護老人ホーム	入所者のうち身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者を含むものの職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者
	軽費老人ホーム	
	有料老人ホーム	
	老人介護保健施設その他の施設	
21	サービス付き高齢者向け住宅	主たる業務が介護等の業務である者
22	指定介護療養型医療施設(療養病床等により更生される病棟又は診療所)	介護職員等その主たる業務が介護等の業務である者
23	介護医療院	介護職員等その主たる業務が介護等の業務である者
24	都道府県知事に対し「老人病棟老人入院基本料(1～4)」、「老人性認知症疾患療養病棟入院料」、「診療所老人医療管理料」の届出を行った病棟等	介護の補助の業務に従事するものであって、その主たる業務が介護等の業務である者
25	医療法第1条の5に規定する病院又は診療所	看護の補助の業務に従事するものであって、その主たる業務が介護等の業務である者
26	ハンセン病療養所	介護職員等その主たる業務が介護等の業務である者
27	個人の家庭において就業する職業安定法施行規則に規定する家政婦	家政婦のうち、その主たる業務が介護等の業務である者
28	労災特別介護施設	介護職員
29	重症心身障害児(者)通園事業を行っている施設	入所者の保護に直接従事する職員(施設長、医師、看護師、児童指導員及び理学療法作業療法、言語療法等担当職員を除く)
30	在宅重度心身障害者援護事業を行っている施設	主たる業務が介護等の業務である者
31	知的障害者通所援護事業を行っている施設	主たる業務が介護等の業務である者
32	身体障害者自立支援事業を行っている施設	主たる業務が介護等の業務である者
	生活サポート事業を行っている施設	
33	移動支援事業を行っている施設	主たる業務が介護等の業務である者
	日中一時支援事業を行っている施設	
	盲ろう者向け通訳・介助者派遣事業を行っている施設	
	訪問入浴サービス(地域生活支援事業)を行っている施設	
34	地域福祉センター	主たる業務が介護等の業務である者
35	原子爆弾被爆者養護ホーム	介護職員
36	原子爆弾被爆者デイサービス事業を行っている施設	介護職員
	原子爆弾被爆者ショートステイ事業を行っている施設	
37	原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業	原爆被爆者家庭奉仕員
38	地方公共団体が定める条例・実施要綱等に基づいて行われる事業で介護等の業務を行っているもの	主たる業務が介護等の業務である者
	介護保険法の基準該当サービス・基準該当介護予防サービスを行う事業	
	障害者自立支援法の基準該当障害福祉サービスを行う事業	
	以下のサービスに準ずる事業 非営利法人が実施する介護保険法の指定居宅サービス、基準該当居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス、第一号訪問事業、第一号通所事業	
	非営利法人が実施する事業であって、障害福祉サービス事業に準ずるもの	

◆免除対象となる特定業務一覧(社会福祉士)

施設種別		職種
1	保健所	精神障害者に関する相談援助業務を行っている精神保健福祉相談員 精神保健福祉士 精神科ソーシャルワーカー
2	児童相談所	児童福祉司 受付相談員 電話相談員 児童心理司 児童指導員 保育士
3	母子生活支援施設	母子支援員 少年を指導する職員 個別対応職員
4	児童養護施設	児童指導員 保育士 個別対応職員 家庭支援専門相談員 職業指導員 里親支援専門相談員
5	障害児入所施設 児童発達支援センター	児童相談員 保育士 児童発達支援管理責任者 心理指導担当職員
6	児童心理治療施設	児童指導員 保育士 個別対応職員 家庭支援専門相談員
7	児童自立支援施設	児童自立支援専門員 児童生活支援員 個別対応職員 家庭支援専門相談員 職業指導員
8	児童家庭支援センター	児童福祉施設の設備及び畝胃に関する基準第88条の3第1項に規定する職員 指導員 保育士 児童発達支援管理責任者
9	障害児通所支援事業を行う施設 (児童発達支援センターを除く)	児童指導員 障害福祉サービス経験者 機能訓練担当職員(心理指導担当職員に限る) 訪問支援員(保育士、児童指導員、心理指導担当職員に限る)
10	障害児相談支援事業を行う施設	相談支援専門員
11	病院・診療所	次のアからエまでの相談援助業務を行っている職員
		ア 患者の経済的相談の解決、調整に係る相談援助
		イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助
		ウ 患者の社会復帰に係る相談援助
		エ 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の 関係機関、関係職種等との連携等の活動
12	身体障害者更生相談所	身体障害者福祉司 心理判定員 職能判定員 ケースワーカー
13	身体障害者福祉センター	身体障害者に関する相談に応ずる職員
14	精神保健福祉センター	精神障害者に関する相談援助業務を行っている精神保健福祉相談員 精神保健福祉士 精神科ソーシャルワーカー
15	救護施設 更生施設	生活指導員
16	福祉に関する事務所(福祉事務所)	指導監督を行う職員(査察指導員)
		身体障害者福祉司
		知的障害者福祉司
		社会福祉主事(老人福祉指導主事)
		現業を行う所員(現業員)
		家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事(家庭児童福祉主事)
		家庭児童福祉に関する相談しそ業務に従事する職員(家庭相談員)
		面接相談員 婦人相談員
母子・父子自立支援員		
就労支援事業に従事する就労支援員		
被保護者就労支援事業に従事する就労支援員		
17	婦人相談所	相談指導員 判定員 婦人相談員
18	婦人保護施設	入所者を指揮する職員
19	知的障害者更生相談所	知的障害者福祉司 心理判定員 職能判定員 ケースワーカー
20	養護老人ホーム	生活相談員
	特別養護老人ホーム	生活相談員
	軽費老人ホーム	主任生活相談員 生活相談員
	老人福祉センター	入所者の生活、身上に関する相談及び助言並びに日常生活の世話を行う職員
	老人短期入所施設	相談・指導を行う職員
	老人デイサービスセンター	生活相談員
老人介護支援センター	生活相談員	
21	母子・父子福祉センター	相談援助業務を行っている職員 母子及び父子の相談を行う職員

施設種別		職種	
22	介護保険施設	指定介護老人福祉施設	生活相談員 介護支援専門員
		介護老人保健施設	生活相談員 介護支援専門員
		介護医療院	介護支援専門員
		指定介護療養型医療施設	生活相談員 介護支援専門員
23	地域包括支援センター	包括的支援事業に係る業務を行う職員	
24	障害者支援施設	生活介護・自立訓練・就労移行支援・施設入所支援B型	生活支援員 サービス管理責任者
		就労移行支援	就労支援員
25	地域活動支援センター	地域活動支援センターの設備及び運営に関する指導員	
26	福祉ホーム	福祉センターの設備及び運営に関する指導員	
27	障害福祉サービス事業を行う施設 (療養介護・生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援)		生活支援員 就労支援員(※就労移行支援) サービス管理責任者
	指定障害福祉サービスの事業等を行う施設		就労定着支援員 サービス管理責任者 地域生活支援員
28	一般相談支援事業を行う施設	相談支援専門員	
29	特定相談支援事業	相談支援専門員	
30	授産施設	指導員	
	宿所提供施設		
31	乳児院	児童指導員 保育士 個別対応職員	
		家庭支援専門相談員 里親支援専門相談員	
32	有料老人ホーム	生活相談員	
33	指定特定施設入居者生活介護を行う施設	生活相談員 計画作成担当者	
	指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設		
	指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設		
34	身体障害者更生援護施設	生活相談員	
	身体障害者福祉工場	指導員	
35	精神障害者社会復帰施設	精神保健福祉士 精神障害者社会復帰指導員 管理人	
36	知的障害者援護施設	生活支援員	
37	高齢者総合相談センター	相談援助業務を行っている相談員	
38	隣保館	相談援助業務を行っている相談職員	
39	都道府県社会福祉協議会	日常生活自立支援事業における専門員	
40	市(特別区を含む)町村社会福祉協議会	その他相談援助業務(主として高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、児童その他の要援護者に対するものに限る)を行っている職員	
41	児童デイサービス事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	
42	独立行政法人国立病院機構若しくは国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関であって厚生労働大臣が指定するもの	児童指導員 保育士	
43	独立行政法人国立重度知的障害者総合支援施設のぞみの園法に規定する施設	相談援助業務を行っている指導員 ケースワーカー	
44	知的障害者福祉工場	相談援助業務を行っている指導員	
45	刑事施設、少年院、少年鑑別所	刑務官 法務教官 法務教官(心理) 福祉専門官	
46	地方更生保護委員会	保護観察官	
	保護観察所		
47	更生保護施設	補導主任 補導員	
48	労災特別介護施設	相談援助業務を行っている指導員	
49	心身障害児総合通園センター	相談援助業務を行っている職員	
50	児童自立生活援助事業を行っている施設	相談援助業務を行っている相談員	

施設種別		職種	
51	子育て支援事業を行っている	児童養護施設	相談援助業務を行っている職員
		母子生活支援施設	
		乳児院	
		保育所等	
52	母子家庭等就業・自立支援センター 一般市等就業・自立支援事業	相談援助業務を行っている相談員	
53	地域子育て支援拠点事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	
54	利用者支援事業実施要綱に定める利用者支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	
55	母子・父子自立支援プログラム策定事業を行っている施設	母子・父子自立支援プログラム策定員	
56	就業支援専門員配置等事業を行っている職員	就業支援専門員	
57	重症心身障害児(者)通園事業を行っている施設	児童指導員 保育士	
58	点字図書館	相談援助業務を行っている職員	
	聴覚障害者情報提供施設		
59	改正前障害者総合支援法に規定する共同生活援助を行う施設	相談援助業務を行っている職員	
60	障害福祉サービス事業	療養介護	相談援助業務を行っている職員
		短期入所を行う施設	
		重度障害者等包括支援を行う施設	
		共同生活介護を行う施設	
61	改正前児童福祉法	知的障害児施設	児童指導員 保育士
		知的障害児通園施設	
		盲ろうあ児施設	
		肢体不自由児施設	
62	改正前児童福祉法 重症心身障害児施設	児童指導員 保育士 心理指導を担当する職員	
63	廃止前の障害者自立支援法に基づく相談支援事業を実施する事業所	相談支援専門員	
64	改正前地域生活支援事業実施要綱に基づく「身体障害者自立支援」を実施する事業所	相談援助業務を行っている職員	
65	地域生活支援事業	日中一時支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
		障害者相談支援事業を行っている施設	
		障害児等療養支援事業を行っている施設	
66	精神障害者地域移行支援特別対策事業を行っている施設	地域体制整備コーディネーター 地域移行推進員	
67	精神障害者地域移行・地域定着支援事業を行っている職員	地域体制整備コーディネーター 地域移行推進員	
68	精神障害者アウトリーチ推進事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員(医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く)	

施設種別		職種
69	指定通所介護を行う施設	生活相談員
	通所介護を行う施設	
	指定地域密着型通所介護を行う施設	
	指定介護予防通所介護を行う施設	
	介護予防通所介護を行う施設	
	指定短期入所生活介護を行う施設	
	短期入所生活介護を行う施設	
	指定介護予防短期入所生活介護を行う施設	
	介護予防短期入所生活介護を行う施設	
	第一号通所事業を行う施設(老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設を除く)	
70	指定通所リハビリテーションを行う施設	支援相談員
	指定介護予防通所リハビリテーションを行う施設	
	指定短期入所療養介護を行う施設	
	指定介護予防短期入所療養介護を行う施設	
71	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う施設	オペレーター
72	指定夜間対応型訪問介護を行う施設	オペレーションセンター従事者
73	指定認知症対応型通所介護を行う施設	生活相談員
	指定介護予防認知症対応型通所介護を行う施設(老人デイサービスセンターを除く)	
74	指定小規模多機能型居宅介護を行う施設	介護支援専門員
	指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行う施設	
	指定認知症対応型共同生活介護を行う施設	
	指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行う施設	
	指定複合型サービス	
75	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う施設	生活相談員 介護支援専門員
76	居宅介護支援事業を行っている事業所	介護支援専門員
77	介護予防居宅介護事業を行っている事業所	担当職員
78	生活支援ハウス	生活援助員
79	高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)、多くの高齢者が居住する集合住宅等	相談援助業務を行っている職員
80	サービス付き高齢者向け住宅	相談援助業務を行っている職員
81	地域福祉センター	相談援助業務を行っている職員
82	自立支援プログラムに基づく就労支援事業所	就労支援員
83	ひきこもり地域支援センター	ひきこもり支援コーディネーター
84	地域生活定着支援センター	相談援助業務を行っている職員
85	ホームレス総合相談推進業務を行っている事業所	相談援助業務を行っている相談員
86	ホームレス自立支援センター	生活相談指導員
87	東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行っている職員
88	熊本地震の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行っている職員
89	家計相談支援モデル事業を行っている事業所	主任相談支援員 相談支援員 就労支援相談員 家計相談支援員
90	生活困窮者自立支援法 自立相談支援機関	主任相談支援員 相談支援員 就労支援相談員 家計相談支援員
91	家計相談支援を行っている事業所	
92	被保護者就労支援事業を行っている事業所	就労支援員
93	発達障害者支援センター	相談支援を担当する職員 就労支援を担当する職員
94	広域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー
95	地域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー 職場適応援助者
96	第1号職場適応援助者助成金受給資格認定法人	第1号職場「適応援助者養成研修を修了した職員であって、ジョブコーチ支援を行っている者

施設種別		職種
97	障害者雇用支援センター (障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律)	旧法第28条第1号、第2号及び第7号に規定する業務を行う職員
98	訪問型職場適応援助にかかる受給資格認定法人	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、ジョブコーチ支援を行っているもの
99	障害者就業・生活支援センター	主任就業支援担当者 就業支援担当者 生活支援担当職員
100	公共職業安定所	精神障害者雇用トータルサポーター 発達障害者トータルサポーター
101	教育機関	スクールソーシャルワーカー
102	これまでの施設以外で福祉に関する相談援助を行う施設として厚生労働大臣が個別に認めた施設	福祉に関する相談援助業務を行っている相談員

〒870-0907

大分市大津町 2 丁目 1 番 41 号 大分県総合社会福祉会館内

大分県社会福祉協議会 福祉資金部

TEL : 097-515-7771

FAX : 097-515-7772

<http://www.oitakensyakyo.jp/>

令和 4 年 4 月作成

※手引きの内容や様式は予告なく変更する可能性がありますので、

ホームページに掲載の最新版の手引きを参照してください。